

## 中国に於ける山嶽と仏教——特に北魏期の大地所有と嵩山への寺院建造を中心として——

桐原孝見

### 一、はじめに

現在の河南省登封市にある嵩山は、『詩経』の崧高篇に「崧高は維れ嶽、駿として天に極る」<sup>①</sup>とみえるように、古来より中国にその名を知られる山である。更に、『爾雅』の積山篇に「泰山を東嶽と為し、華山を西嶽と為し、霍山を南嶽と為し、恆山を北嶽と為し、嵩高を中嶽と為す」<sup>②</sup>とあることから五岳の一つとしても知られる。一方『初学記』では、戴延之の『西征記』を引いて、「其の山の東は太室と謂い、西は少室と謂う。相い去ること十七里にして、嵩は其の總名なり。之れ室と謂うは、其の下に各石室有るを以てす。少室は高八百六十丈、上方十里なり。太室と相埒なるも、但だ小とするのみ」<sup>③</sup>として、嵩山が東の太室山と西の少室山との二つの山からなっていることが分かるのである。

本稿では、このような場所であった嵩山が、いつごろ五嶽の中嶽となったのか。そして、中嶽と定めたのが国家であった場合、一般の山は北魏期にどのような状況におかれていたのか。更に、北魏期

における嵩山の寺院建造は、その状況とは異なるものであったのかを考察していきたい。

### 二、中嶽嵩山の成立

古来、中国において山という場所はどのような場所であったのか。それについては、『禮記』祭法篇に「山林川谷丘陵は、民の財を取りて用いる所なり」と見えることや、『初学記』に引かれる『韓詩外傳』には「夫れ山は、萬民の瞻仰する所なり」<sup>④</sup>とあることから、山が民の暮らしにとって必要な場所であり、仰ぐべき対象であったことが理解出来る。

一方で、『周禮』春官宗伯には、「血祭を以て社稷・五祀・五岳を祭り、貍沈を以て山林川澤を祭る」とあることや、『禮記』曲禮下の「天子は天地を祭り、四方を祭り、山川を祭り、五祀を祭り、歳に遍し。諸侯は方祀し、山川を祭り、五祀を祭り、歳に遍し。大夫は五祀を祭り、歳に遍し。士は其の先を祭る。」等という記述によって山は祭祀が行われる場としても利用されているのである。その

なかで、とりわけ五嶽という考え方は重要な位置を占める。吉川忠夫氏は、五嶽という観念について、五行思想の影響のもとに生まれたものであるとされ、その成立は前漢の時代、更には武帝の時代に固まったのではないかとされる<sup>⑤</sup>。そこで、先ず前漢・後漢兩王朝公認の五嶽というものについて確認しておきたい。これについて、吉川氏は『白虎通義』の巡狩篇の記述をもとにされている<sup>⑥</sup>。そこには、

五嶽は岱山・霍山・華山・恆山・嵩山を謂うなり<sup>⑦</sup>

とあって、岱(泰)山・霍山・華山・恆山・嵩山が五嶽であることが分かる。

また、吉川氏は、『爾雅』の釈山篇に、五嶽に関する説が二つあることを指摘されている<sup>⑧</sup>。その記述の一つは、

泰山を東嶽と為し、華山を西嶽と為し、霍山を南嶽と為し、恆

山を北嶽と為し、嵩高を中嶽と為すなり『爾雅』釈山

泰山為東嶽、華山為西嶽、霍山為南嶽、恆山為北嶽、嵩高為中

嶽。

というものであり、もう一つは、

河南は華、河西は嶽、河東は岱、河北は恆、江南は衡なり<sup>⑨</sup>

というものである。前者は、前漢・後漢兩王朝公認の考え方と同一である。しかし、後者において、新たに呉嶽が取り上げられているのはなぜなのか。これについては、『史記』封禪書において、秦が天下を統一して以降、祭祀の行われる山として

中国に於ける山嶽と伝教

魯自り以東、名山は五、大川の祠は二。曰わく太室。太室は、嵩高なり。恆山、泰山、會稽、湘山。…(中略)…華自り以西、名山は七、名川は四なり。曰わく華山、薄山。薄山は、袁山なり。岳山、岐山、呉岳、鴻冢、瀆山。瀆山は、蜀の汶山なり<sup>⑩</sup>。とあり、呉嶽の名が見えていることや、呉嶽の南にある呉陽において、

秦の靈公は呉陽に上時を作し、黄帝を祭る。下時を作して、炎帝を祭る<sup>⑪</sup>。

とあることから、秦において呉嶽が重んぜられていたからではないかとされる<sup>⑫</sup>。吉川氏は、五嶽に関して一つの一致を見つけている。それは、元封元年(前一〇)に武帝が泰山での封禪に先だつて華山と嵩高山に行っていることや、元封五年(前一〇六)に灋の天柱山、すなわち霍山に登り、天漢三年(前九八)には恆山へ行っているということである。これは、『爾雅』の泰山||東嶽、華山||西嶽、霍山||南嶽、恆山||北嶽、嵩高||中嶽の説と一致する<sup>⑬</sup>。時代は下るが、孝武帝(劉駿)の大明七年(四六三)二月丙辰の詔には、

霍山は是れ南嶽と曰い、實に維れ國の鎮たり。靈を韞め瑞を呈し、肇めに宋の道を光かしむ<sup>⑭</sup>。

と見え、劉宋は霍山を南嶽として理解していたことが確認できる。だが、唐代に入ると、武徳(六一八―六二六年)・貞觀(六二七―六四九年)の制度として、

東嶽は岱山、祭るに兗州に於いてす。…(中略)…南嶽衡山、

衡州に於いてす。…(中略)…中嶽嵩山、洛州に於いてす。西嶽華山、華州に於いてす。西鎮吳山、隴州に於いてす…(中略)…北岳恆山、定州に於いてす。…(中略)…其の牲は皆な太牢、籩・豆各四を用いる。祀官は當界の都督刺史を以て充てる。<sup>15)</sup>

として、南嶽は衡山としている。さらに時代が下り、趙宋においては、大中祥符元年(一〇〇八)に真宗の封禪<sup>16)</sup>が終わった後の話として、

秘書丞董温其言う、漢は霍山を以て南嶽と為す。望むらくは壽州長吏をして春秋祭を致さ令めよ。と。禮官言う、前漢嘗て霍山を以て南嶽と為すと雖も、縁るらくは今嶽廟は已に衡山に在りて、改制するに難し。<sup>17)</sup>

とある。ここでは、漢制に従って霍山で祭祀を行うべきだという提言に対し、既に南嶽廟が衡山にあるので、制度を変えるのは難しいという禮官の言が述べられる。これら唐・宋における記述を基にしてみると、少なくとも唐代以降においては、五嶽の一つである南嶽は、衡山と認識されていたことが分かるのである。これは、現在我々の知る五嶽と同一である。

以上から考えてみると、生活や仰ぎみる対象であった山は、祭祀の行われる場所でもあった。だが、五嶽という觀念の登場と前漢における五嶽の確立とは、国家による思想の均一化、さらには山というものが国家体制へと組み込まれていく上で非常に重要な役割を果

たしていたといえよう。

そこで、六朝期とりわけ北魏期において山がどの様な状況にあったのかを考えてみたい。

### 三、北魏期における大土地所有と山林藪澤

六朝期における山について考える際、非常に重要なのが大土地所有に関する問題である。当時、富至・豪家とよばれる富豪たちは、封固などとして表現される山林藪澤の占拠―開発と、売買強奪を内容とする兼併とによって土地を獲得していた。そして、その封固の地では、別墅・園田という所謂莊園が形成されていたという。<sup>18)</sup>このような富豪たちによる山澤占有は、太和九年(四八五)十月丁未に發布された均田制に関する詔の内容からも伺える。そこには、

爰に季葉に暨び、斯の道陵替し、富強なる者は山澤を并兼し、貧弱なる者は一座に望絶す。地に遺利有りて、民に餘財無から令め、或いは畝畔を争い以て亡身し、或いは飢饉に困りて以て棄業するに致る。<sup>19)</sup>

として、富強者が山澤を并兼し、貧弱者が一座も持たないという問題が述べられている。さらに、この詔は、李安世の上疏がもととなつて行われたというが、「均田制以前のものとすべきか、三長制施行後のものとすべきか疑わしい点があつて、その問題はいまだに決着をみていない<sup>20)</sup>」ことは周知の通りである。しかしながら、その上疏にあたって

時に民は飢に困<sup>ゑ</sup>りて流散するも、豪右多く占奪すること有らば、安世乃ち上疏して曰わく、…(後略)<sup>21</sup>…

として、豪右が土地を多く占有していることを述べているのは、山澤だけに問題が留まらないことを示している。では、富豪たちだけに山澤占有の問題が存在していたのだろうか。これについては、高允の伝に

恭宗(景穆帝、拓跋晃)の季年、頗る親近の左右、田園を營立し、以て其の利を取る。(高)允諫めて曰わく、「…(中略)…而して私田を營立し、鶏犬を畜養して、乃ち市鄽に販酤し、民と與に利を争うに至る。議聲流布して、追掩す可からず。…

(中略)：故に願わくば殿下少しく愚言を察し、斥<sup>しりぞ</sup>けて佞邪を出だし、親しく忠良を近づけ、所在の田園は、貧下に分給し、畜産の販賣は、時を以て收散せんことを。此くの如ければ則ち休聲は日に至り、謗議除く可し。」と。恭宗納<sup>い</sup>れず。<sup>22</sup>

とある。そこでは、帝室やそれに近い者たちが田園を設け、そこから利益を得ていたことが見て取れる。さらに問題とすべきは、その田園で農業だけでなく畜産がなされていることである。關尾史郎氏はそのような点から、これが「山林藪沢をも包摂した一円的な大土地所有」<sup>23</sup>であったと述べられる。時代は下るが、咸陽王禧の記述では、

禧性は驕奢にして、財色を貪淫し、姬妾數十なるも、意尚<sup>や</sup>已まざれば、衣は繡綺なるを被<sup>き</sup>て、車は鮮麗なるに乗る。猶お遠な

中国に於ける山嶽と仏教

れば簡<sup>えん</sup>びて燔<sup>も</sup>ること有りて、以て其の情を恣<sup>ほしいまま</sup>にす。是れに由りて貨賄を味求し、奴婢千數、田業鹽鐵<sup>あまね</sup>徧<sup>あまね</sup>く遠近にすれば、臣吏僮隸、相い繼ぎ經營す。世宗(宣武帝、元恪)頗る之れを惡<sup>にく</sup>む。<sup>24</sup>

として、彼が田地経営に加え、鹽と鐵とから利益を挙げていたことがわかる。そしてそれは、「原料となる地下資源を産出する山林藪沢を排他的に占有」<sup>25</sup>してこそ行えるのである。だが、山澤に関しては、このような富豪や高位の者による占有以外にも、皇帝の国家運営に際してその利用を行っている事例が見られる。それは、次に示すものである。

(一)…(皇興四年(四七〇))十有一月、詔して山澤の禁を弛<sup>ゆる</sup>む。<sup>26</sup>

(二)…(太和六年(四八二)八月)庚子、山澤の禁を罷<sup>と</sup>む。<sup>27</sup>

(三)…(太和七年(四八三)十有二月)庚午、林慮の山禁を開き、民と之れを共にす。<sup>28</sup>

(四)…(神龜元年(五一八)閏月)甲辰、恒州の銀山の禁を開きて、民と之れを共にす。<sup>29</sup>

以上四例は、『魏書』に見える山澤利用の記述である。では、何故このように山澤を利用しなければならなかったのか。そこで、その一つ一つを検討してみたい。

(一)の年においては、正月に

(皇興)四年春正月、詔すらく州鎮十一の民飢うれば、倉を開きて賑恤<sup>29</sup>す。

という記述が見える。また、『魏書』食貨志には、

顯祖（獻文帝、拓跋弘）の即位するや、親ら儉素を行い、公卿に率先して、黎庶を賑益する所以を思う。天安（四六六～四六七年）・皇興（四六七～四七一年）の間に至るに、歳ごとに頻りに大旱すれば、絹は匹ごとに千錢なり。<sup>31)</sup>

とも述べられている。これらを勘案してみると、天安・皇興年間の日照りによって、絹の値段が千錢にまで及んでいることから、農作物の値段も上昇していたことが予想される。加えて、民のために蓄えを崩して救済措置をとるということは、国庫の余剰をも減少させるといふことである。そのような状況で為政者が注目したのは、山澤より産出される物であったことは想像に難くない。

（二）については、八月庚子以前に、

八月癸未朔、大使を分遣し、天下の遭水の處に巡行せしめ、民の租賦を巧たくき、貧儉にして自存せざる者は、賜たまうに粟帛を以てす。<sup>32)</sup>

という記述が見える。では、どの位の州が水害にあっていたのか。すると、

（太和）六年（四八二）七月、青・雍の二州大水す。

八月、徐・東徐・兗・濟・平・豫・光の七州、平原・枋頭・廣阿・臨濟の四鎮大水す。

として、非常に沢山の州が水害にあっていたことが分かる。さらに、被害があった場所は、時を同じくして虫の害まで発生しているので

ある。<sup>34)</sup> よって、（二）の場合と同じ理由から山澤の利用を認めたのではないかと推測出来る。

（三）については、太和七年（四八三）の一二月までに、

三月甲戌、冀定の二州の民飢ゆるを以て、郡縣に詔して粥を路に為し以て之れを食さしむ。又た關津の禁を弛ゆるめ、其の去來を任す。<sup>35)</sup>

として、冀州と定州とで飢饉が生じているほか、同月、肆州で風と霜による害が起こっていることが分かる。さらに四月には、相州と豫州では、風による害と蝗による害が生じており、最終的に太和七年には、州鎮一三で民が飢えていたことが知られる。<sup>36)</sup> では何故、林慮と特定の山としたのであろうか。林慮山については、『元和郡縣圖志』に、

林慮山は、（林慮）縣の北二十里に在り。山に鐵多く、縣に鐵官有り。南は太行に接し、北は恒岳に連なる。<sup>37)</sup>

とある。このことは、『漢書』では「鐵官有り」と見え、『後漢書』では「鐵有り」とされている。すると、漢代を通して林慮山では鉄が産出しており、これが北魏の時代まで続いていたのであれば、国家によって直接統治が行われていたために民が容易に入ることが難しかったといえるのでは無いだろうか。そのため、（三）の記述において林慮と特定の山にしたのだと思われる。

（四）については、『魏書』食貨志に、

世宗（宣武帝、元恪）の延昌三年（五一四）春、有司奏すらく長

安の驪山に銀鑛有りて、二石ごとに銀七兩を得ると。其の年の秋、恒州又た上言すらく、白登山に銀鑛有りて、八石ごとに銀七兩、錫三百餘斤を得、其の色は潔白にして、上品を踰ゆる有り。詔して並びに銀官を置き、常に採鑛せしむ。<sup>④⑤</sup>

として、延昌三年にこの銀山が見つかつており、それが白登山であったことが分かる。白登山は平城の東北にあり、早くからその名が見える。道武帝（太祖、拓跋珪）の時代には、

（天興二年（三九九）二月庚戌）獲る所の高車の衆を以て鹿苑を起つ。南は臺陰に因り、北は長城に距り、東は白登を包み、之れ西山に屬なれば、廣輪数十里なり。渠を鑿ちて武川水を引き之れを苑中に注がしめ、疏して三溝を為さば、宮城の内外に分流す。<sup>④⑥</sup>

として、鹿苑が作られ、その内部に白登山があったことが分かる。

また、明元帝（太宗、拓跋嗣）の時代には、

明年（永興四年（四二二））、白登山に太祖廟を立つ。歳ごとに一祭し、太牢を具う。帝之れを親らするも、亦た常月無し。兼ねるに皇天上帝を祀り、山神を以て配す。早にして則ち之れに禱らば、多く效有り。<sup>④⑦</sup>

（神瑞二年（四一五）二月）甲辰、太祖廟を白登の西に立つ。<sup>④⑧</sup>

として、太祖廟が作られており、『資治通鑑』の胡三省の注から白登山の東側と西側に廟が建てられていたことが述べられている。明元帝はさらに、泰常四年（四一九）に宮殿を造営しており、泰常六

年（四二二）には京師から六千人を徴発して、道武帝の作った苑の規模を大きくしていることが分かる。<sup>④⑨</sup> 時代が下って孝文帝（高祖、拓跋宏）期に入ると、彼は太和元年（四七七）と太和四年（四八〇）との計二回白登山に行幸を行っている。だが、太和一五年（四九一）になると、白登山の状況が変わり始める。八月戊午に出された詔では、

國家先朝自り以來、諸神を饗祀するに、凡そ一千二百餘處有り。今羣祀を減省し、務は簡約に従うを欲す。…（中略）…凡そ祭は數することを欲せず。數すれば則ち黷わしく、黷わしければ則ち敬ならず。神は聰明にして正直なれば、煩祀を待たざるなり。<sup>⑤①</sup>

と見える。ここで重要なのは、彼の統治下において祭祀する場所が千二百カ所にも及んでおり、それを秩序化・序列化することが、詔の主たる目的である。また、上記の詔に続けて出された詔には、

明堂・太廟は、並びに祖宗を祀り、配祭配享するや、斯に於いて備わる。白登・崢山・雞鳴山の廟は唯だ有司を遣わし行事するのみ。…（後略）…<sup>⑤②</sup>

とあることから、白登山での祭祀が皇帝の行うものから、官吏が行うものへと変化している。そして、太和一六年（四九二）一〇月己亥には、

夫れ先王の禮を制するは、萬代に經綸し、法を後昆に貽す所以なり。至りて乃ち天を郊り祖を享るに、配祭せざる莫く、然れ



ども節有り。白登廟は、有爲にして興れば、昭穆不次なり。故に太祖（道武帝、拓跋珪）は三層の宇有るも、已降は方丈の室無し。又た常に季秋を用つて、躬ら駕して虔を展ぶれば、祀禮或いは褻慢の失有りて、嘉樂頗る野合の譏に渉る。今授衣の巨なれば、明堂を享祭し、玄冬の始なれば、奉りて太廟を烝る。若し復た白登に齋を致さば、便ち一月に再駕を為し、事褻瀆に成る。回りに二理を詳らかにし、宜しく一を省くべきを謂もう。白登の高たるや、未だ九室の美の若くならず。幃次の華は、未だ清廟の盛の如くならず。將に彼の東山の祀を廢さんと欲するも、此の二享の敬を成す。具に有司に敕して、但だ内典の神なる者に、祭事を攝行せしむ可し。獻明（拓跋寔）・道武は各廟稱有りて、具に舊式に依る可し。

と詔を下し、その後文では「太宗（明元帝、拓跋嗣）自りの諸帝、昔殿宇無からば、因りて之れを停む」とある。すると、次の四点が確認できるのでないだろうか。（A）白登山の廟では昭穆が順番通りになっていない点。（B）道武帝には「三層の宇」があるが、それ以降の諸帝には「方丈の室」すらない点。（C）明堂と太廟とを祭った上で、白登山で祭祀を行うのは煩瑣である点。（D）孝文帝の内心では、東山（白登山）の祭祀を取りやめたいと思っっているが、神官を派遣することによって祭祀を行わせるといふ点である。（C）については、太和一五年（四九二）四月にそれらを建て始め、その年の一〇月に完成させている。そして、太和一六年（四九二）

に入ると、

（正月）己未、顯祖獻文皇帝を明堂に宗祀し、以て上帝に配す。九月甲寅朔、大いに昭穆を明堂に序じ、文明太皇太后を玄室に祀る。

（二〇月）甲辰、詔して功臣を以て太廟に配饗す。

という記述が見えることから、これらが背景にあったと考えられる。以降、白登山に関しては、先に挙げた銀に関する記述まで不明であるが、祭祀は官吏によって続けていたのではないかと推測する。

よって、白登山の事例を通じて山澤というものを考えてみると、次の点が指摘できる。一つは、山澤が皇帝によって「苑」として囲い込まれるという点。二つに、「苑」は皇帝によって規模を拡張出来るという点。三つに、山澤から利益が出る場合、「銀官」をおいたように国家の中央支配に置かれるという点。四つに、五嶽と称されるような名山以外にも、特定の山が国家祭祀と関係しうるという点である。

以上、（一）から（四）の例で明らかとなったことを纏めてみる。すると、山澤は天災に見舞われた際、国家がその余剰を頼みとする場所であるということ。さらに、国家の利益となるものが産出される際には、山澤を独占的に管理するという点。そして、国家祭祀と関わる場合は、名山以外の山でもその重要性が増すということが分かる。

そこで、ここからは「苑」について考えてみたい。先に「苑」は

皇帝による山澤の保有の形であると述べたが、それを民のために用いることは無かつたのであろうか。そのことに關しては、

(ア)…(延興三年(四七三))十有二月庚戌、詔して關外の苑圍に民の樵採するを聽す<sup>⑤</sup>。

(イ)…(太和二年(四八七))八月、辛巳、山北の苑を罷め、其の地を以て貧民に賜う<sup>⑥</sup>。

(ウ)…(正始元年(五〇四))十有二月丙子、苑牧の公田を以て分ちて代遷の戸に賜う<sup>⑦</sup>。

(エ)…(延昌二年(五一三))閏二月辛丑、苑牧の地を以て代遷の民の田無き者に賜う<sup>⑧</sup>。

と以上の四例が見られる。

(ア)では、苑圍そのものを廃止せず、民がその中に入って薪の採取を認めていることが分かる。

(イ)においては、その年の七月己丑の詔に、

今年穀登らざれば、民の關を出でて食に就くを聽す。使者を遣わし籍を造り、分ちて去留せ遣め、所在の倉を開きて賑恤す。とある。そして、『魏書』食貨志には、

(太和)十一年(四八七)、大旱し、京都の民飢ゆ。加うるに牛疫を以てすれば、公私闕乏す。時に馬驢及び橐駝を以て駕輓耕載に供する有り。詔して民に豊に就くを聽す<sup>⑨</sup>。

とも見えており、首都が酷い干ばつに見舞われていたことが分かる。この状況に対して韓麒麟は、

中国に於ける山嶽と仏教

今京師の民庶、田さざる者多ければ、遊食の口、三分の二に居る。蓋し一夫耕さざれば、或いは其の飢を受く。況や今に於いては、動もすれば萬計を以てす。故に頃年山東は水に遭い、而して民餓えて終わる有り。今秋京都は早に遇い、穀價貴きに踊る。實に農人の勸まざるに由らば、素と儲積無き故なり。…(後略)：

と時務策を上表している。ここで注目すべきは、首都において人口の三分の二に及ぶほど遊食の徒がいるということである。そして、農民に耕作することを奨励しなければ、平時に蓄えの無い原因となることを指摘しているのである。彼はその時務策を続けて、

…(前略)…上は覆載の澤を垂るるも、下に凍餒の人有るは、皆な有司の明制を為さずして、長吏其の本を恤れまざるに由るなり。承平自り日久しくして、豊穰たること積年なれば、競いて相い矜夸し、遂に侈俗を成す。車服第宅、奢僭たること限り無し。喪葬婚娶、費を為すこと實に多し。貴富の家は、童妾絃服なり。工商の族は、玉食錦衣す。農夫は糟糠を舗べ、蠶婦は短褐にも乏し。故に耕す者日ごと少なくならしめば、田は荒蕪有り。穀帛府庫に罄き、寶貨市里に盈つ。衣食室に匱しく、麗服路に溢る。飢寒の本、實に斯に在り。愚かにも謂えらくは凡そ珍玩の物、皆な宜しく禁斷すべし。吉凶の禮、備に格式と為さば、貴賤別有りて、民朴素に歸さしむ。天下の男女を制して、口を計り田を受けさしむ。宰司四時巡行し、臺使歳ごとに一た



び按檢す。勤めて相い勸課し、嚴しく賞賜を加う。數年の中、必ず盈ち贍ること有りて、災凶に遇うと雖も、流亡を免ず。…  
(後略) …

と述べる。すると、社会が太平となつてから、貴富や工商の者たちは豪華な暮らしを行つてゐることが垣間見える。だがその一方で、農業に携わる者たちは貧しい生活を行つてゐることが分かる。それに対して彼は、珍しいものを禁じて天下の男女に田を与え、役人がそれを監督すべきであると述べる。このような上表を受けたこともあつて、皇帝は山北の苑をやめて貧しい者たちに分け与えたのではないだろうか。あるいは、皇帝も豪華な生活を営んでおり、韓麒麟の上表に心を動かされた結果、山北の苑を与えたのかもしれない。(ウ)と(エ)とでは、どちらも共通して「代遷」の者たちへ「苑牧」の地を与えている。「苑牧」とは、「苑」と「牧地」とを指すと思われる。(ウ)では「苑牧の公田」と見えることから、その「苑」と「牧地」とに田があつたことが分かる。

以上、(ア)から(エ)を通して考察できた点を纏める。すると、「苑」への立ち入りには、皇帝の許可があること。「苑」は、民の救済にあてられることがあるということ。「苑」では、国家のもとで農業経営が行われていたということが分かる。

では、此処まで述べてきた「苑」とは何なのであろうか。『漢書』の顔師古注には「鳥獸を養うを苑と曰い、苑の垣有るを園と曰い、種植する所以を之れ園と謂う。」とある。また、『文選』の李善注で

は「鄭玄曰わく、園は、今の苑なり。」とあることから、「苑」と「園」とは同一であるとする。そのため、「苑園」と一つの単語で称されるのである。増淵龍夫氏は、その論考の中で「氏族制的邑共同体の長である公が、その邑の外につらなる山林藪沢の一部を、自己の利用のために排他的に専取しはじめるのは、まず園の形においてであつた」とされる。そしてこの「園」には、「やがて、禽獸が畜養せられ、池籩が設けられ、宮殿台榭がその間に建てられ、君主の田獵遊樂の場所として君の独占的利用のための排他性の度を増して行くが、それは、氏族制的共同体の族長が家父長制的君主に転化して行く動きに相應するものであり」漢代には「苑園の経営には奴隸使役による直接経営とならんで、その一部を貧民に仮し、仮(税)をとる形態が一般であつた」という。

だが一方で、この状況下でありながら一般の山は、「季節的規制のもとで山沢への民の入会が行われていたわけであるが、規制をおこなう管理の権は「公」の手に握られていた」という。これは、漢代に入つても「山沢にたいする先秦以来の觀念がそのままひきつがれ」、魏晋南北朝期には、「山沢の管理・規制の権をにぎる国家と、これを侵奪しようとする有力者の争いは、華北の王朝においても、江南ほどめだたないが存在した」という。そのような中で均田制は、「国家が農耕地を直接還受し、個々の農民の生産に干与したのであるから、その再生産に必要な山沢の「公私利を共にする」原則も、均田制時代にいたつて確立した」と堀敏一氏は述べられる。

このような論を踏まえつつ、まとめてみる。すると、北魏期における山澤などの大土地所有は、当時の高位高官にもそれが及んでいる。だが、国家の側からすると、山澤は天災に見舞われた際、余剰を頼みとする場所であった。さらに、利益となるものが産出される時には、山澤を管理する姿も見える。そして、皇帝による「苑」という形の山澤保有は、民の利益を損なわしめ、利益を確保する形といえよう。だが、一転して天災などに直面した際に与えられるのも「苑」である。すると、互いの利益にそぐわない時に問題となるのが、「苑」や大土地所有という問題であり、普段の生活がおくられているときには問題として取り上げられることは少なかったと考えられる。

#### 四、北魏期における嵩山と寺院建造

北魏期における嵩山と仏教について考えてみるにあたり、当時洛陽に仏寺がどのくらいあったのだろうか。すると、晋代には四二ヶ所<sup>(76)</sup>、太和元年(四七七)には新田百ヶ所<sup>(76)</sup>、天平元年(五三四)には四二一ヶ所<sup>(77)</sup>、また最盛期には一三六七ヶ所<sup>(78)</sup>にのぼる寺院があったことが分かる。では、北魏期にどのような仏寺が嵩山にあったのか。

『洛陽伽藍記』の記述によると、

嵩高中に閑居寺・栖禪寺・嵩陽寺・道場寺有り。上に中頂寺有り。東に昇道寺有り<sup>(79)</sup>。

として、六寺の存在が確認できる。いま、この中の閑居寺・嵩陽

寺・道場寺の三寺については、明らかに出来る。まず、閑居寺と道場寺については『魏書』の馮亮伝に、

(a) …世宗(宣武帝、元愷)其れに工力を給い、沙門統僧暹・河南尹甄琛等と與に、崧高の形勝の處を周視せしめ、遂に閑居佛寺を造らしむ。林泉は既に奇にして、營製は又た美しく、山居の妙を曲盡す。亮時に京師に出ず。延昌二年(五一三)の冬、篤疾に遇うに因りて、世宗敕して馬輿を以て送りて山に還さしめ、崧高の道場寺に居さしむ。數日して卒す<sup>(80)</sup>。

と見える。そのため、閑居寺(後の嵩岳寺)は宣武帝によって造営がなされ、延昌二年には道場寺が嵩山に建てられていたことが理解できる。『説嵩』の嵩岳寺について述べられている部分では、

(b) …寺は故元魏の宣武(世宗、元愷)の離宮なり。永平二年(五〇九)に建ち、詔して馮亮は沙門統僧暹・河南尹甄琛と與に形勝の處を視て焉に創興す。鳳陽殿・八極殿有り。明帝(肅宗、元詡)の正光(五二〇―五二五年)の時、閑居寺と勝す。廣大なる佛刹は、国財を殫極し、僧徒七百眾、堂宇千間を踰ゆ。十五層の塔を建立し、發地四鋪、陵空八相、方丈十二、戸牖數百なり。東に七佛殿有りて、西に定光佛堂有り。隋の開皇(五八一―六〇〇年)の年改めて嵩岳寺と題し、舍利塔を置き、高僧輩出す<sup>(81)</sup>。

とあって、元々は離宮だったものが正光年間(520-525)に閑居寺となり、隋の

開皇年間に嵩岳寺となったとされる。続いて、嵩陽寺に関しては、

『説嵩』に、

寺は元魏に建ち、司空裴衍嘗て寺主と為る。浮屠の大なる者は、高數十仞なり。東の澗水に筑して溪を絶ち、引きて檐除に入らしむ。僧徒多くは数百人に至る。時に拓跋は佛に依り、擊して後統内の姫は時に車駕を命ず。梵宇の勝、中土に甲たり。唐の麟徳（六六四〜六六六年）の間に迄びて寺を改め觀と為し、会善に碑を移す。

とある。これによって、嵩陽寺は裴衍が寺主を務めており、多い時は数百人の僧侶達がそこに居たことが伺える。そして、麟徳年間には、寺が道観へと変わっていることが伺える。だが、先に『洛陽伽藍記』で述べられた六寺以外にも、嵩山に寺院が存在していたことが分かる。それは少林寺・明練寺（後の永泰寺）・法王寺（隋の舍利寺）・会善寺の四寺である。

ここまでは、嵩山にある仏寺について概観してみた。そこで、嵩山における碑文や関係する僧侶達の事績を通じて嵩山の仏寺を見てみたい。

先ず、開元二十七年（七三九）に建てられたという『嵩岳寺碑』においては、

(i) …嵩岳寺は、後魏孝明帝（肅宗、元詡）の離宮なり。正光元年（五二〇）、閑居寺と榜するや、廣大なる佛刹、國財を殫極す。濟濟たる僧徒は七百衆に彌り、落落たる堂

宇は一千年を踰ゆ。

とある。すると、(a) (b) と (i) の記述から、閑居寺がもともと永平二年（五〇九）に宣武帝の離宮として建てられ、正光元年（五二〇）の段階でその寺号を得たと考えられる。嵩岳寺における僧侶の人数については、『續高僧傳』の僧稠伝に、

即ち嵩岳寺に住す。僧百人有るも泉水纒かに足れり。

とあることを踏まえると、百人以上は居たといえる。

次に、嵩陽寺について考察を加える。天平二年（五三五）四月八日の年月が刻まれた『嵩陽寺碑』では、生禪師が、

乃ち皇帝傾心するに師資を以てすれば、朝野望風して膝を屈む。

此の山先來未だ塔廟有らざれば、禪師將に四生を接引して、永えに沸鑊を辭さしめ、羣品を拯抜して、炎鑪を遠離せしめんと欲す。茲の福地を下い、神場を創立す。

として、皇帝から師として尊敬されており、それは朝野に及んでいたことが述べられている。そして、この碑文には、

太和八年（四八四）歲次甲子に伽藍を建造し、築きて塔殿を立て、僧坊を布置し、畧ほ梗概を深むる。

と、太和八年に嵩陽寺の建造が行われたことが述べられる。その後文では、

公王卿士、咸な□向の心を發す。凡そ厥の庶民、並びに喜捨の志を欣ぶ。司空公の裴衍昔齊都に在りて、師の徳を欽承し、願いて中國に歸するや、寺の檀主と為る。

とあって、寺の建造に当たり、庶民は喜捨を喜び、皇帝や官吏は注視している。また、裴衍が檀主となっていることは、多くの寄付を行ったことが推測される。このことから、嵩陽寺の建設は、大口の寄付者たる裴衍を中心に、庶民の小口の寄付を集める形で行われていたのではないだろうか。そして、寺地に関しては皇帝が師資の礼をとっていたことから、生禪師の申し出をもとに許可を下していたのではないかと考える。

次に、少林寺について考えてみたい。開元一六年（七二八）七月十五日に建てられた『皇唐嵩嶽少林寺碑』では、

少林寺は、後魏孝文（高祖、元宏）の立つる所なり。<sup>93</sup>

とした後に、

沙門跋陀は、天竺の人なり。空心にして玄粹、惠性は淹遠、不二の法門を傳え、甚だ深き道業有り。緬か西域自り、國都に來遊す。孝文（高祖、元宏）黄屋の尊を屈め、緇林の敬を申ぶ。太和中（四七七―四九九年）、有司に詔して此の寺に之れを處らしめ、淨き法衣を供え、公府に取給せしむ。法師廻ち寺の西臺に舍利塔を造り、塔の後に翻經堂を造る。<sup>94</sup>

と記している。さらに当時、

時に三藏法師勒那有りて經論を翻譯し、刹土を遊集す。稠禪師正法を探求し、塔廟を住持す。<sup>95</sup>

と、勒那と僧稠とが少林寺に居たことを述べているのである。また、『貞元戊寅歲』（七九八年）の年月が刻まれる『嵩嶽少林寺新造廚庫

記』において少林寺は、

少林寺は、蓋し太和中に權興し、承光（五七七年）に廢され、名を大像と更め、田を開皇（五八一―六〇〇年）に錫う。<sup>96</sup>

とされ、

其の神異の尤もたるや、跋陀の經始にして、靈塔劫火なるも焚けず、指して泉流を眺れば之れを西注せしむるが若し。稠公杖を揮えば、而して二獸鬪いを解く。惠可臂を割かば、而して三業塵に息む。<sup>97</sup>

とある。一方、『續高僧傳』の佛陀伝においては、

時に孝文の隆んに敬い誠至して別に禪林を設くるに値うや、石を鑿ちて龕と為し徒を結びて定念す。國家の資供餘部に倍加すとして、孝文帝が禪林を設けたことは述べられているが、少林寺については述べていないのである。そして、その後文に、

後に隋帝南遷して都を伊洛に定む。復た靜院を設け勅して以て之れに處らしむ。而して性は幽栖を愛し林谷是れ託り、屢嵩岳に往きて人世を高謝す。勅有りて少室山に就き之れが為に寺を造る。今の少林は是れなり。<sup>98</sup>

とあることから、少林寺は隋帝のために設けられたと受け取れる。ただ、碑文や僧侶の事績から考えるに、どちらも少林寺の寺地は皇帝によって与えられているのである。さらにここで特徴的なのは、与えられた寺地に関しては僧侶の使用に委ねている点である。また、僧侶は寺院の出入りに関して、国からの許可を得る必要が無いこと

も指摘できる。

次に、明練寺について考察を行う。「天寶十一載歲在壬辰閏三月五日」(七五二)と記されている『永泰寺碑』には、

粵茲に宝海、創め後魏の正光二載(五二二)自りするは、即ち孝明帝(肅宗、元詡)の賢妹なり。乃ち籠に居りて驚くが若ければ、剋く雅志を修め、出俗に確たれば、入道して尼と為る。誠信を以て行くこと有りて、勅して為に明練寺を置く。兼ねて

士庶の女等、百有人を度するなり。

とされる。これによって、明練寺は孝明帝の妹によって造られた尼寺だということが分かる。そして、この寺院は勅によって造られていることから、皇帝の許可のもと行われたといえる。さらに、寺を置くに際して、身分に関係なく百人余りの女性を出家させたということは、そこに参詣する者たちも身分に関係がなかったと想像がでないだろうか。

次に、会善寺について見てみる。「開寶五年歲次壬申閏二月二十八日」(九七二)の年月が刻まれている『嵩山会善寺碑』において、会善寺は

会善寺は、基構の資始たるや本と後魏孝文(高祖、元宏)の離宮なり。樑宇相い循り、澄覚禪師の精舎と為す。恭陵王は乃ち一時の哲士なれば、施して福田を作す。澄覚師は則ち六祖の名流なれば、其の心地に淨し。宿種を出だして、共に善根を植う。として、孝文帝の離宮に作られていることが分かる。そして、会善

寺は澄覚禪師のための寺院であり、恭陵王の働きによってなされていることも伺える。

以上、間居寺・嵩陽寺・少林寺・明練寺・会善寺という五ヶ寺について見てきた。すると、嵩山における寺院建設は、皇帝の許可によってなされていること。そして、その許可を取り付ける上では、高位の者や皇室に近い者であれば、それを得やすいということ。寺院建設に関する費用は、国費を用いることもあれば、大口の出資者さらには民からも出資を募っていたということ。寺内で新たに建築を行う際は、国の許可を取らなくとも良いこと。寺内の僧侶に関しては、身分に関係なく広く募られていたということが分かる。

では、国家は寺院建造に対して何かしらの制限を行っていたのだろうか。それについては、延興二年(四七二)孝文帝(高祖、元宏)が、

内外の人、福業を興建し、圖寺を造立するに、高敞にして顯博なるは、亦た以て至教を輝隆するに足るなり。然れば無知の徒、各相い高尚せんとし、貧富相い競いて、費は財産を竭くすも、務めて高廣なるを存すれば、昆蟲含生の類を傷殺す。苟も能く精致して、土を累ね沙を聚めれば、福は不朽に鍾まる。建ちて福の因を為すを欲するも、未だ傷生の業を知らざるなり。朕は民の父母為らば、慈養は是れ務なり。今自り一切之れを斷す。

として、高大な仏寺建設をやめるように詔している。また、神龜元年(五一八)に任城王澄が上奏した内容から、孝文帝が洛陽に都を



定めた際には、

城内は唯だ一に永寧寺の地に擬うのみとし、郭内は唯だ尼寺一所を擬うのみとす。餘は悉く城郭の外なり。

と、都城の制として城内は永寧寺、郭内は尼寺一カ所、その他は城郭の外に置くように定めている。さらに、任城王澄は続けて、

景明（五〇〇〜五〇三年）の初めに逮びて、微かに犯禁有り。

故に世宗（宣武帝、元恪）仰きて先志を修め、爰に明旨を發し、城内に浮圖・僧尼寺舎を造立させず、亦た其の希覬を絶つを欲す。

として、宣武帝の時、城内の仏寺造営を禁じていることも述べているのである。そして、永平二年（五〇九）には、沙門統惠深が上言して、後に詔として出されたものの中に、

其れ寺を造る者有らば、僧五十以上を限りとし、啓聞して造るを聽す。若し輒ち營置する者有らば、處するに違敕の罪を以てし、其の寺の僧衆外州に擯出せしむ。

とあり、僧侶が五〇人以上の場合にのみ朝廷へ許可を得れば寺を造ることを認めている。任城王澄は、神龜元年（五一八）以降の寺院建造に関し、

今自り外州、若し寺を造るを欲し、僧五十已上に満たば、先ず本州に表列せしめ、昭玄審を量りて、奏もて乃ち立つるを聽す。若し違犯有らば、悉く前科に依らしむ。

として、外州で僧侶が五〇人以上であれば、許しを得れば仏寺造営

が出来るとしてそれを締めくくっている。当時の寺院造営の状況について、彼は、

遷都自り已來、年は二紀を踰え、寺の民居を奪うこと、三分して且に一なり。

とも言っていることから、この状況にかなり頭を悩ませていたと考えられる。

そこで、嵩山における寺院造営と国家による制限とを照らし合わせてみると、先の規定に従っているように見える。しかしながら、この制限はあくまで寺院造営に関する事柄であって、寺内における経済活動には制限を加えていない。さらには、寺院への寄付の禁止や、寺院への往来を制限していないことも挙げられる。また、寺院を何処に設けるかということについても、山林への選択を制限していないことを考えると、山林を囲うことが出来るともいえる。

太和一〇年（四八六）に官吏が上奏した中に、  
前に敕されし勅籍の初めを以て、愚民僥倖して、假りに入道を稱し、以て輸課を避く。

と見える。これは、当時僧侶というものが税の課税対象となっていなかったことを示す。すると、僧侶の側からも非課税であることによって、土地を広げていこうと考えるのではないだろうか。これについて、先に挙げた任城王澄の上奏では、

細民を侵奪し、廣く田宅を占めれば、慈矜に傷有りて、用つて嗟苦を長ず。



と述べる。

したがって、北魏期における嵩山と仏教についてまとめてみる。

すると嵩山には、『洛陽伽藍記』で述べられた六寺以外にも、四ヶ寺が営まれていた。この内、間居寺・嵩陽寺・少林寺・明練寺・会善寺の五ヶ寺は、そのどれもが皇帝の許可に基づくものである。これは、国家の寺院統制に従っている。だが、許可を取る際に、誰がそれを申し立てたのかをしてみると、高位の者や皇室に近い者がそれを行っている。このことは、要職にあるものの許可は通りやすいことを示す。また、その建設は、国費でまかなわれることもある。一方で、様々な階層の人々からの出資によってなされているのである。そして、寺内において僧侶が新たに建築を行う際には、国の許可は必要としない。それから、僧侶を集める際には嵩山という場所に関係なく、身分に隔たり無く集められている。しかしながら、山林における寺院建造というのは、僧侶への非課税ということと相俟って、国家の山林への權益を減少させていくことに繋がるのである。加えて、寺内における経済活動を禁止していかないことは、金銭による寺域拡張や田地買収を生じさせるといえる。

## 五、おわりに

以上からすると、生活や仰ぎみる対象であった山は、祭祀の行われる場所でもあった。だが、五嶽という觀念の登場と前漢における五嶽の確立とは、国家による思想の均一化、さらには山というもの

が国家体制へと組み込まれていく上で非常に重要な役割を果たしていた。

先秦以来問題となってくる大土地所有は、北魏期では高位高官にそれが及ぶのである。その一方で、国家の側から見れば、山澤は天災に見舞われたさいに、余剰を頼みとする場所であった。そのうえ、利益となるものが産出される時には、山澤を管理する姿が見える。さらに、皇帝による「苑」という形での山澤保有は、民の利益を損なわしめ、皇帝の利益独占の形であったといえよう。しかし、一転して天災などに直面した際に与えられたのも「苑」である。すると、互いの利益にそぐわない時に問題となるのが、「苑」といい大土地所有の問題であり、普段の生活がおくられているときには問題として取り上げられなかったと言える。

その中でも嵩山には、計一〇ヶ寺の寺院が営まれていた。この内、間居寺・嵩陽寺・少林寺・明練寺・会善寺の五ヶ寺は、そのどれもが皇帝の許可に基づくものであり、国家の統制に従っていた。だが許可を取る際に、誰がそれを申し立てたのかをしてみると、高位の者や皇室に近い者がそれを行っているのである。そして、その建設に目を向けると、国費でまかなわれることもある一方で、様々な階層の人々からの出資によってなされている。また、寺内において僧侶が新たに建築を行う際には、国の許可は必要としない。それから、僧侶を集める際には嵩山という場所に関係なく、身分に隔たり無く集められている。しかしながら、山林における寺院建造と

いうのは、僧侶への非課税ということと相俟って、国家の山林への権益を減少させていくことに繋がるのである。加えて、寺内における経済活動を禁止してはいけないことは、金銭による寺域拡張や田地買収を生じさせる。

このことは、大土地所有者に続く立場として、僧侶による土地占有問題が生じさせるといえる。

## 註

- ① 『詩經』大雅、蕩之什 崧高  
崧高維嶽、駿極于天。
- ② 『爾雅』釋山  
泰山為東嶽、華山為西嶽、霍山為南嶽、恆山為北嶽、嵩高為中嶽。  
其山東謂太室、西謂少室、相去十七里、嵩其總名也、謂之室者、以其下各有石室焉。少室高八百六十丈、上方十里、與太室相埒、但小耳。
- ③ 『初學記』卷五、嵩高山第七
- ④ 『初學記』卷五、總載山第二  
夫山、萬人之所瞻仰。
- ⑤ 吉川忠夫「五岳と祭祀」（岩波書店、一九九一年）『ゼロ・ピットの世界（現代哲学の冒険15）』所収、一二九頁・二二二頁参照
- ⑥ 吉川忠夫 前掲書 二二五頁参照
- ⑦ 『白虎通義』卷五 巡時  
五嶽謂岱山・霍山・華山・恆山・嵩山也。
- ⑧ 吉川忠夫 前掲書 二二九頁参照
- ⑨ 『爾雅』釈山  
河南華、河西嶽、河東岱、河北恆、江南衡。
- ⑩ 『史記』卷二八、封禪書第六  
自般以東、名山五、大川祠二。曰太室。太室、嵩高也。恆山、泰山、  
會稽、湘山。：（中略）：自華以西、名山七、名川四。曰華山、薄山、薄山者、袁山也。岳山、岐山、吳岳、鴻冢、瀆山、蜀之汶山。
- ⑪ 『史記』卷二八、封禪書第六  
秦靈公作吳陽上時、祭黃帝。作下時、祭炎帝。
- ⑫ 吉川忠夫 前掲書 二二〇頁参照
- ⑬ 吉川忠夫 前掲書 二二二～二三三頁参照
- ⑭ 『宋書』卷六、本紀第六 孝武帝 大明七年二月丙辰  
霍山是曰南嶽、實維國鎮、韞靈呈瑞、肇光宋道。
- ⑮ 『舊唐書』卷二四、志第四 禮儀四 雜祀  
東嶽岱山、祭於兗州。：（中略）：南嶽衡山、於衡州。：（中略）：中嶽嵩山、於洛州。西嶽華山、於華州。西鎮吳山、於隴州。：（中略）：北嶽恆山、於定州。：（中略）：其牲皆用太牢、籩・豆各四。祀官以當界都督刺史充。
- ⑯ 『宋史』卷一〇二、志第五五 禮五 吉禮五 奏告  
大中祥符元年、天書降、及封禪、告天地・宗廟・社稷及諸祠・廟・宮・觀。
- ⑰ 『宋史』卷一〇二、志第五五 禮五 吉禮五 嶽瀆  
祕書丞董溫其言、漢以霍山為南嶽、望令壽州長吏春秋致祭。禮官言、雖前漢嘗以霍山為南嶽、緣今嶽廟已在衡山、難於改制。
- ⑱ 渡辺信一郎「漢六朝期における大土地所有と経営（上）」（『東洋史研究』第三三卷第一号、一九七四年）四頁参照
- ⑲ 『魏書』卷七上、高祖紀第七上 太和九年一〇月丁未  
爰暨季葉、斯道陵替、富強者并兼山澤、貧弱者望絕一衫、致令地有遺利、民無餘財、或爭畝畔以亡身、或因飢饉以棄業、
- ⑳ 堀敏一「均田制の研究」（一九七五年、岩波書店）一二六頁参照
- ㉑ 『魏書』卷五三、列傳第四一 李安世  
時民困飢流散、豪右多有占奪、安世上疏曰、：（後略）：
- ㉒ 『魏書』卷四八、列傳第三六 高允  
恭宗季年、頗親近左右、營立田園、以取其利。允諫曰、：（中略）

：而營立私田、畜養鷄犬、乃至販酤市鄽、與民爭利、議聲流布、不可追掩。：（中略）：故願殿下少察愚言、斥出佞邪、親近忠良、所在田園、分給貧下、畜產販賣、以時收散。如此則休聲日至、謗議可除。」  
恭宗不納。

②③ 關尾史郎「北魏における勸農政策の動向―均田制発布以前を中心として―」（『史學雜誌』、第九一編第一一〇号、一九八二年）八頁参照

②④ 『魏書』卷二一上、獻文六王列傳第九上 咸陽王禧

禧性驕奢、貪淫財色、姬妾數十、意尚不已、衣被繡綺、車乘鮮麗、猶遠有簡媾、以恣其情、由是味求賄賂、奴婢千數、田業鹽鐵徧於遠近、臣吏僮隸、相繼經營、世宗頗惡之。

②⑤ 關尾史郎「北魏における勸農政策の動向―均田制発布以前を中心として―」（『史學雜誌』、第九一編第一一〇号、一九八二年）八頁参照

②⑥ 『魏書』卷六、顯祖紀第六

（皇興四年）十有一月、詔弛山澤之禁。

②⑦ 『魏書』卷七上、高祖紀第七上

（太和六年八月）庚子、罷山澤之禁。

②⑧ 『魏書』卷七上、高祖紀第七上

（太和七年十月二月）庚午、開林慮山禁、與民共之。

②⑨ 『魏書』卷九、肅宗紀第九

（神龜元年閏月）甲辰、開恒州銀山之禁、與民共之。

③⑩ 『魏書』卷六、顯祖紀第六

（皇興）四年春正月、詔州鎮十一民飢、開倉賑恤。

③⑪ 『魏書』卷一〇、食貨志六第一五

顯祖即位、親行儉素、率先公卿、思所以賑益黎庶。至天安・皇興間、歲頻大旱、絹匹千錢。

これに関係して天安・皇興年間に大旱が発生した事例は、次の記述が見出せる。

『魏書』卷六、顯祖紀第六

是歲（天安元年（四六六））、州鎮十一旱、民饑、開倉賑恤。

（皇興二年（四六八））十有一月、以州鎮二十七水旱、開倉賑恤。

③⑫ 『魏書』卷七上、高祖紀第七上

（太和六年）八月癸未朔、分遣大使、巡行天下遭水之處、巧民租賦、貧儉不自存者、賜以粟帛。

③⑬ 『魏書』卷一一二上、靈徵志八上第一七 大水

（太和）六年七月、青・雍二州大水。

八月、徐・東徐・兗・濟・平・豫・光七州、平原・枋頭・廣阿・臨濟四鎮大水。

③⑭ 『魏書』卷一一二上、靈徵志八上第一七 蝗蟲螟

（太和）六年七月、青・雍二州祿稭害稼。

八月、徐・東徐・兗・濟・平・豫・光七州、平原・枋頭・廣阿・臨濟四鎮、蝗害稼。

③⑮ 『魏書』卷七上、高祖紀第七上 太和七年

三月甲戌、以冀定二州民飢、詔郡縣為粥於路以食之。又弛關津之禁、任其去來。

③⑯ 『魏書』卷一一二上、靈徵志八上第一七 霜

（太和）七年三月、肆州風霜、殺菽。

③⑰ 『魏書』卷一一二上、靈徵志八上第一七 大風

（太和）七年四月、相・豫二州大風。

③⑱ 『魏書』卷一一二上、靈徵志八上第一七 蝗蟲螟

（太和）七年四月、相・豫二州蝗害稼。

③⑲ 『魏書』卷七上、高祖紀第七上 太和七年

詔以州鎮十三民飢、開倉賑恤。

④① 『元和郡縣圖志』卷一六、河北道一

林慮山、在縣北二十里。山多鐵、縣有鐵官。南接太行、北連恒岳。林慮山は、林慮県の北にあるとするが、これは現在の河南省林州市にあたる。

④② 『漢書』卷二八上、地理志第八上 河内郡

隆慮、國水東北至信成入張甲河、過郡三、行千八百四十里。有鐵官。

【顏師古注】應劭曰、隆慮山在北、避殤帝名改曰林慮也。

④2 『後漢書』志第一九、郡國一 司隸 河內郡  
林慮故隆慮、殤帝改。有鐵。

④3 『魏書』卷一一〇、食貨志六第一五

世宗延昌三年春、有司奏長安驪山有銀鑛、二石得銀七兩。其年秋、恒州又上言、白登山有銀鑛、八石得銀七兩、錫三百餘斤、其色潔白、有踰上品。詔並置銀官、常令採鑄。

④4 『魏書』卷一、太祖紀第一

(天興二年(三九九)二月庚戌)以所獲高車衆起鹿苑、南因臺陰、北距長城、東包白登、屬之西山、廣輪數十里、鑿渠引武川水注之苑中、疏為三溝、分流宮城內外。

④5 『魏書』卷一〇八之一、禮志四之一第一〇

明年、立太祖廟于白登山。歲一祭、具太牢。帝親之、亦無常月。兼祀皇天上帝、以山神配。早則禱之、多有效。

④6 『魏書』卷二、太宗紀第三

(神瑞二年(四一五)二月)甲辰、立太祖廟於白登之西。  
またこの記述は、『魏書』(卷一〇八之一、禮志四之一第一〇 祭祀上)にも、

後二年、於白登西、太祖舊遊之處、立昭成・獻明・太祖廟。常以九月・十月之交、帝親祭、牲用馬・牛・羊、及親行獵劉之禮。別置天神等二十三於廟左右、其神大者以馬、小者以羊。華陰公主、帝姊也。元紹之為逆、有保護功。故別立其廟於太祖廟垣後、因祭薦焉。

後二年して、白登の西、太祖の舊と之れに遊びし處に於いて、昭成(拓跋什翼犍)・獻明(拓跋寔)・太祖(道武帝、拓跋珪)の廟を立つ。常に九月・十月の交を以て、帝親ら祭り、馬・牛・羊を牲用し、及びて親ら獵劉の禮を行う。別に天神等二十三を廟の左右に置き、其の神の大なる者は馬を以てし、小なる者は羊を以てす。華陰公主は、帝(明元帝)の姊なり。元紹の逆を為すや、保護の功有り。故に別に其

中国に於ける山嶽と仏教

の廟を太祖廟の垣の後ろに立て、祭に因りて薦むとして見える。

④7 『資治通鑑』卷一一八、晉紀四〇 恭帝元熙元年(四一九)四月庚辰条

魏建宗廟於平城宮之東、因曰東廟。杜佑曰、明元永興四年、立太祖道武廟於白登山、歲一祭、無常月。又於白登西太祖舊遊之處立昭成・獻明・太祖廟、常以九月・十月之交親祀焉。則東廟者、白登山廟也。以山西又有廟、故以此為東廟。

魏は宗廟を平城宮の東に建て、因りて東廟と曰う。杜佑曰わく、明元の永興四年(四一二)、太祖道武の廟を白登山に立つ。歳ごとに一祭して、常月無し。又た白登の西太祖の舊と之れに遊びし處に於いて昭成・獻明・太祖の廟を立つ。常に九月・十月の交を以て親ら薦を祀る。則ち東廟は、白登山の廟なり。山の西に又た廟有るを以て、故に

此を以て東廟と為す。

④8 『魏書』卷三、太宗紀第三  
(泰常四年(四一九)九月、築宮於白登山。

④9 『魏書』卷三、太宗紀第三  
(泰常六年三月乙亥)發京師六千人築苑。起自舊苑、東包白登、周回三十餘里。

⑤0 『魏書』卷七上、高祖紀第七上  
(太和元年(四七七)四月)丁卯、幸白登山。

⑤1 『魏書』卷七上、高祖紀第七上  
(太和四年(四八〇)四月)辛巳、幸白登山。

⑤2 『魏書』卷一〇八之一、禮志四之一第一〇  
國家自先朝以來、饗祀諸神、凡有一千二百餘處。今欲減省羣祀、務從簡約。：(中略)：凡祭不欲數、數則黷、黷則不敬。神聰明正直、不待煩祀也。

⑤3 『魏書』卷一〇八之一、禮志四之一第一〇

明堂・太廟、並祀祖宗、配祭配享、於斯備矣。白登・崢山・雞鳴山廟唯遣有司行事。

⑤4 『魏書』卷一〇八之一、禮志四之一第一〇

夫先王制禮、所以經綸萬代、貽法後昆。至乃郊天享祖、莫不配祭、然而有節。白登廟者、有為而興、昭穆不次。故太祖有三層之宇、已降無方丈之室。又常用季秋、躬駕展虔、祀禮或有褻慢之失、嘉樂頗涉野合之譏。今授衣之旦、享祭明堂。玄冬之始、奉烝太廟。若復致齋白登、便為一月再駕、事成褻瀆。回詳二理、謂宜省一。白登之高、未若九室之美。韓次之華、未如清廟之盛。將欲廢彼東山之祀、成此二享之敬。可具敕有司、但令內典神者、攝行祭事。獻明・道武各有廟稱、可具依舊式。

⑤5 『魏書』卷一〇八之一、禮志四之一第一〇

自太宗諸帝、昔無殿宇、因停之。

⑤6 『魏書』卷七下、高祖紀第七下

(太和一五年四月) 己卯、經始明堂、改營太廟。

⑤7 『魏書』卷七下、高祖紀第七下

(太和一五年) 是月(一〇月)、明堂・太廟成。

⑤8 『魏書』卷七下、高祖紀第七下 太和一六年

(正月) 己未、宗祀顯祖獻文皇帝於明堂、以配上帝。

九月甲寅朔、大序昭穆於明堂、祀文明太皇太后於玄室。

(一〇月) 甲辰、詔以功臣配饗太廟。

⑤9 『魏書』卷七上、高祖紀第七上

(延興三年) 十有二月庚戌、詔關外苑囿聽民樵採。

⑥0 『魏書』卷七下、高祖紀第七下

(太和一一年八月) 辛巳、罷山北苑、以其地賜貧民。

⑥1 『魏書』卷八、世宗紀第八

(正始元年(五〇四)) 十有二月丙子、以苑牧公田分賜代遷之戶。

⑥2 『魏書』卷八、世宗紀第八

(延昌二年(五一三)) 閏二月辛丑、以苑牧之地賜代遷民無田者

⑥3 『魏書』卷一一〇、食貨志六第一五

十一年、大旱、京都民飢。加以牛疫、公私闕乏。時有以馬驢及囊駝供駕輓耕載。詔聽民就豐。

⑥4 『魏書』卷六〇、列傳第四八 韓麒麟

今京師民庶、不田者多、遊食之口、三分居二。蓋一夫不耕、或受其飢。況於今者、動以萬計。故頃年山東遭水、而民有餒終。今秋京都遇旱、穀價踊貴。實由農人不勸、素無儲積故也。

⑥5 『魏書』卷六〇、列傳第四八 韓麒麟

上垂覆載之澤、下有凍餒之人、皆由有司不為明制、長吏不恤其本。自承平日久、豐穰積年、競相矜夸、遂成侈俗。車服第宅、奢僭無限。喪葬婚娶、為費實多。貴富之家、童妾絃服。工商之族、玉食錦衣。農夫餽糟糠、蠶婦乏短褐。故令耕者日少、田有荒蕪。穀帛罄於府庫、寶貨盈於市里。衣食匱於室、麗服溢於路。飢寒之本、實在於斯。愚謂凡珍玩之物、皆宜禁斷、吉凶之禮、備為格式、令貴賤有別、民歸朴素。制天下男女、計口受田。宰司四時巡行、臺使歲一按檢。勤相勸課、嚴加賞賜。數年之中、必有盈贍、雖遇災凶、免於流亡矣。

⑥6 『漢書』卷一上、高帝紀第一上 一年條

養鳥獸曰苑、苑有垣曰園、所以種植謂之園

⑥7 『文選』卷一 班孟堅兩都賦二首 兩都賦序

鄭玄曰、園、今之苑。

⑥8 增淵龍夫『新版 中国古代の社会と国家』(一九九六年、岩波書店)

三四六頁參照

⑥9 增淵龍夫 前掲書 三四七頁參照

⑦0 增淵龍夫 前掲書 三五〇頁參照

⑦1 堀敏一 前掲書 四二五頁參照

⑦2 堀敏一 前掲書 四二五頁參照

⑦3 堀敏一 前掲書 四二八頁參照

⑦4 堀敏一 前掲書 四二九頁參照

⑦5 『魏書』卷一一四、釋老志二〇第二〇



晉世、洛中佛圖有四十二所矣。

⑦⑥ 『魏書』卷一四、釋老志一〇第一〇

自興光至此、京城內寺新舊且百所、僧尼二千餘人、四方諸寺六千四百七十八、僧尼七萬七千二百五十八人。

⑦⑦ 『洛陽伽藍記』卷五

天平元年、遷都鄴城、洛陽餘寺四百二十一所。(二四四頁参照)

尚、本稿では

楊銜之著・楊勇校箋『洛陽伽藍記校箋』(中華書局、二〇〇六年)

を用いた。

⑦⑧ 『洛陽伽藍記』卷五

寺有一千三百六十七所。(二四四頁参照)

⑦⑨ 『洛陽伽藍記』卷五

嵩高中有閑居寺・栖禪寺・嵩陽寺・道場寺。上有中頂寺。東有昇道寺。

(二四四頁参照)

⑧⑩ 『魏書』卷九〇、列傳逸士第七八 馮亮

世宗給其工力、令與沙門統僧暹・河南尹甄琛等、周視崧高形勝之處、

遂造閑居佛寺。林泉既奇、營製又美、曲盡山居之妙。亮時出京師。延

昌二年冬、因遇篤疾、世宗敕以馬輿送令還山、居崧高道場寺。數日而

卒。

⑧⑪ 『說嵩』卷二

寺故元魏宣武離宮也。建于永平二年、詔馮亮與沙門統僧暹・河南尹甄

琛視形勝處創興焉。有鳳陽殿・八極殿。明帝正光時、榜閑居寺。廣大

佛刹、彈極園財、僧徒七百歎、堂宇踰千間。建立十五層塔、發地四鋪、

陵空八相、方丈十二、戶牖數百。東有七佛殿、西有定光佛堂。隋開皇

年改題嵩岳寺、置舍利塔、高僧輩出。(五四頁参照)

尚、本稿では、

景日診撰・周樹德 吳效華校点『嵩岳文獻叢刊 第三册 說嵩』

(中州古籍出版社、二〇〇三年)

を用いた。

中国に於ける山嶽と仏教

⑧⑫ 『說嵩』卷二

寺建于元魏、司空裴衍嘗為寺主。浮屠大者、高數十仞。覓東澗水絕溪、

引入檐除。僧徒多至數百人。時拓跋佞佛、孽後統內姬時命車駕。梵宇

之勝、甲于中土。迄唐麟德間改寺為觀、移碑于會善。(第三册、四七

頁参照)

⑧⑬ 『魏書』卷一四、釋老志一〇第一〇 釋

又有西域沙門名跋陀。有道業、深為高祖所敬信。詔於少室山陰、立少

林寺而居之、公給衣供。

⑧⑭ 『說嵩』卷二

創始于後魏正光二載。明帝妹永泰公主出俗為尼、帝勅置焉。廢于周、

興于隋、唐移額于偃師、寺因圯矣。神龍時、嵩岳僧道瑩奏請修復祀永

泰公主、因以名寺。(第三册、五九頁参照)

⑧⑮ 『說嵩』卷二

魏名護國。晋永康時、寺前增建一刹、曰法華、魏孝文帝避暑于此。隋

仁壽二年、創舍利塔、名舍利寺。唐貞觀三年、勅補佛像、名曰功德。

開元時更名御容。代宗大歷間、又更名広徳法王寺。(第三册、五六頁

参照)

⑧⑯ 『說嵩』卷二

北魏文帝離宮也。恭陵王施作福田、為澄覺師精舍。隋開皇間、賜名會

善寺。唐時增飾、有峯渚波・瑠璃壇。(第三册、五七頁参照)

⑧⑰ 『集古錄』卷六 宋 歐陽修撰

唐李邕嵩嶽寺碑開元二十七年

⑧⑱ 『說嵩』卷一四

嵩岳寺者、後魏孝明帝之離宮也。正光元年、榜閑居寺、廣大佛刹、彈

極園財。濟濟僧徒彌七百衆、落落堂宇踰一千間。(第三册、五四〇頁

参照)

⑧⑲ 『續高僧傳』卷一六

即住嵩岳寺。僧有百人泉水纔足。(『大正藏』卷五〇、五五三頁下段二

三行目)



- 90 『嵩陽石刻集記』卷上  
乃皇帝傾心以師資、朝野望風而屈膝。此山先來未有塔廟、禪師將欲接引四生、永辭沸鑊、拯拔羣品、遠離炎燄。卜茲福地、創立神塲。(七頁參照)  
尚、本稿では、
- 91 叶封撰・宋学清校点『嵩岳文献叢刊 第二册 嵩陽石刻集記』(中州古籍出版社、二〇〇三年)  
を用いた。
- 92 『嵩陽石刻集記』卷上  
于太和八年歲次甲子建造伽藍、築立塔殿、布置僧坊、畧深梗概。(第二册、七頁參照)
- 93 『嵩陽石刻集記』卷下  
少林寺者、後魏孝文之所立也。(第一册、三九頁參照)
- 94 『嵩陽石刻集記』卷下  
沙門跋陀者、天竺人也。空心玄粹、惠性淹遠、傳不二法門、有甚深道業。緬自西域、來遊國都。孝文屈黃屋之尊、申緇林之敬。太和中、詔有司於此寺處之、淨供法衣、取給公府。法師廼於寺西臺造舍利塔、塔後造翻經堂。(第二册、二九頁參照)
- 95 『嵩陽石刻集記』卷下  
時有三藏法師勒那翻譯經論、遊集刹土。稠禪師探求正法、住持塔廟。(第二册、四〇頁參照)
- 96 『嵩陽石刻集記』卷上  
少林寺者、蓋權輿於太和中、廢於承光、更名於大像、錫田於開皇。(第二册、三三頁參照)
- 97 『嵩陽石刻集記』卷上  
其神異之尤、若跋陀之經始、靈塔劫火不焚、指眇泉流使之西注。稠公
- 98 『續高僧傳』卷二六  
時值孝文敬隆誠至別設禪林、鑿石為龕結徒定念。國家資供倍加餘部。(『大正藏』卷五〇、五五一頁上段二七、二九行目)
- 99 『續高僧傳』卷一六  
後隋帝南遷定都伊洛、復設靜院勅以處之。而性愛幽栖林谷是託、屢往嵩岳高謝人世。有勅就少室山為之造寺。今之少林是也。(『大正藏』卷五〇、五五一頁中段五、八行目)
- 100 『嵩陽石刻集記』卷下  
天寶十一載歲在壬辰閏三月五日建、潁川處士苟望書。(第二册、四三頁參照)
- 101 『嵩書』卷一〇  
粵茲宝海、創自後魏正光二載、即孝明帝之賢妹也。乃居籠若驚、剋修雅志、確乎出俗、入道為尼。以誠信有征、勅為置明練寺。兼度士庶女等、百有人矣。(第一册、四六〇頁參照)  
尚、本稿では、
- 102 傅梅撰・向東閔林校点『嵩岳文献叢刊 第一册 嵩書』(中州古籍出版社、二〇〇三年)  
を用いた。
- 103 『嵩陽石刻集記』卷下 大宋嵩山会善寺重修佛殿碑  
開寶五年歲次壬申閏二月二十八日建、莫仁美刻字。(第二册、五四頁參照)
- 104 『嵩書』卷一一  
会善寺者、基構資始本後魏孝文離宮。櫟宇相循、為澄覺禪師之精舍。恭陵王乃一時哲士、施作福田。澄覺師則六祖名流、淨其心地。出于宿種、同植善根。(第一册、四八七頁參照)
- 105 『魏書』卷一四、釋老志一〇第二〇 釋  
内外之人、興建福業、造立圖寺、高敞顯博、亦足以輝隆至教矣。然無知之徒、各相高尚、貧富相競、費竭財產、務存高廣、傷殺昆蟲含生之

類。苟能精致、累土聚沙、福鍾不朽。欲建為福之因、未知傷生之業。朕為民父母、慈養是務。自今一切斷之。

①⑤ 『魏書』卷一一四、釋老志一〇第二〇

城内唯擬一永寧寺地、郭内唯擬尼寺一所。餘悉城郭之外。

①⑥ 『魏書』卷一一四、釋老志一〇第二〇

其有造寺者、限僧五十以上、啓聞聽造。若有輒營置者、處以違敕之罪、其寺僧眾擯出外州。

①⑦ 『魏書』卷一一四、釋老志一〇第二〇

自今外州、若欲造寺、僧滿五十已上、先令本州表列、昭玄量審、奏聽乃立。若有違犯、悉依前科。

①⑧ 『魏書』卷一一四、釋老志一〇第二〇

自遷都已來、年踰二紀、寺奪民居、三分且一。

①⑨ 『魏書』卷一一四、釋老志一〇第二〇

(太和)十年冬、有司又奏、前被敕以勒籍之初、愚民僥倖、假稱入道、以避輸課。…(後略)…